

定 款

一般社団法人京都文化・芸術・スポーツ振興会

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人京都文化・芸術・スポーツ振興会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市に置く。

2 この法人は、社員総会の決議により、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 この法人は、京都における文化、芸術、スポーツを通じて、地域住民の架け橋となり、地域コミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 動物愛護事業
2. フードロスの削減事業
3. 古民家再生事業
4. スポーツの活性化事業
5. 青少年育成事業
6. その他当法人の目的を達成するために必要な一切の事業

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第6条 前条の承認を得た会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第7条 社員は、別に定める退会届を代表理事に提出して、任意にいつでも退会することができる。

(社員資格の喪失)

第8条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その社員資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 1年間以上、一般会費等を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。
- (6) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、社員総会において総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上の決議により、その会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款または規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
 - 2 会員を除名しようとするときは、その会員に対し、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

第3章 社員総会

(社員総会の構成等)

第11条 この法人の社員総会は、すべての社員をもって構成し、社員の社員総会における議決権は社員1名につき1個とする。

- 2 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(社員総会の権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 役員報酬等の総額
- (4) 各事業年度の事業報告及び収支決算報告
- (5) 定款の変更
- (6) 入会の基準及び会費の金額
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(社員総会の開催)

第13条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 議決権の10分の1以上を有する社員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が代表理事にあったとき。

(社員総会の招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 代表理事は、社員総会を招集するには、社員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、社員総会の日の1週間前までに、書面をもって通知しなければならない。

(社員総会の議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。但し、代表理事に事故もしくは支障があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(社員総会の定足数)

第16条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(社員総会の決議)

第17条 社員総会の決議は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総社員の議決権の過半数が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって決する。

(社員総会における書面決議等)

第18条 社員総会に出席できない社員は、予め通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

3 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会の議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び議事録の作成に係る職務を行った理事を署名義務者として定める。

第4章 役員

(役員の種類及び選任)

第20条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 1名以上とする。
- (2) 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選定する。
- (3) 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(役員職務及び権限)

第21条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

- 2 理事は、再任することができる。
- 3 理事は、第20条(1)で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員として権利義務を有する。
- 4 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第23条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第24条 理事に対する報酬等は、社員総会において定める総額の範囲内で支給することができる。理事が複数ある場合の各理事の報酬等の額は、社員総会の定める総額の範囲内において各理事の協議により決定する。

第5章 資産及び会計

(財産の管理、処分及び運用)

第25条 この法人の財産については、その適正な維持管理に努め、管理、処分及び運用は、代表理事が行うものとし、その方法は社員総会の決議により別に定めるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第26条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業年度)

第27条 この法人の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。